

(案)

横浜港臨港地区内の分区の変更

令和元年 1 2 月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

目 次

1	變更內容	1
2	變更理由	1
3	分区變更(案)	2
	參考資料	5

1 変更内容

港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、昭和40年7月31日横浜市告示第148号をもって指定された『横浜港臨港地区内の分区』を次表及び別図のとおり変更します。

（単位：h a）

		変更前の面積	変更後の面積	増△減面積
横浜港臨港地区		約 2,936.8	約 2,936.8	0
分 区	商港区	約 1,085.9	約 1,076.1	約 △9.8
	工業港区	約 1,692.3	約 1,702.1	約 9.8
	マリーナ港区	約 4.2	約 4.2	0
	修景厚生港区	約 87.7	約 87.7	0
	分区指定なし	約 66.7	約 66.7	0

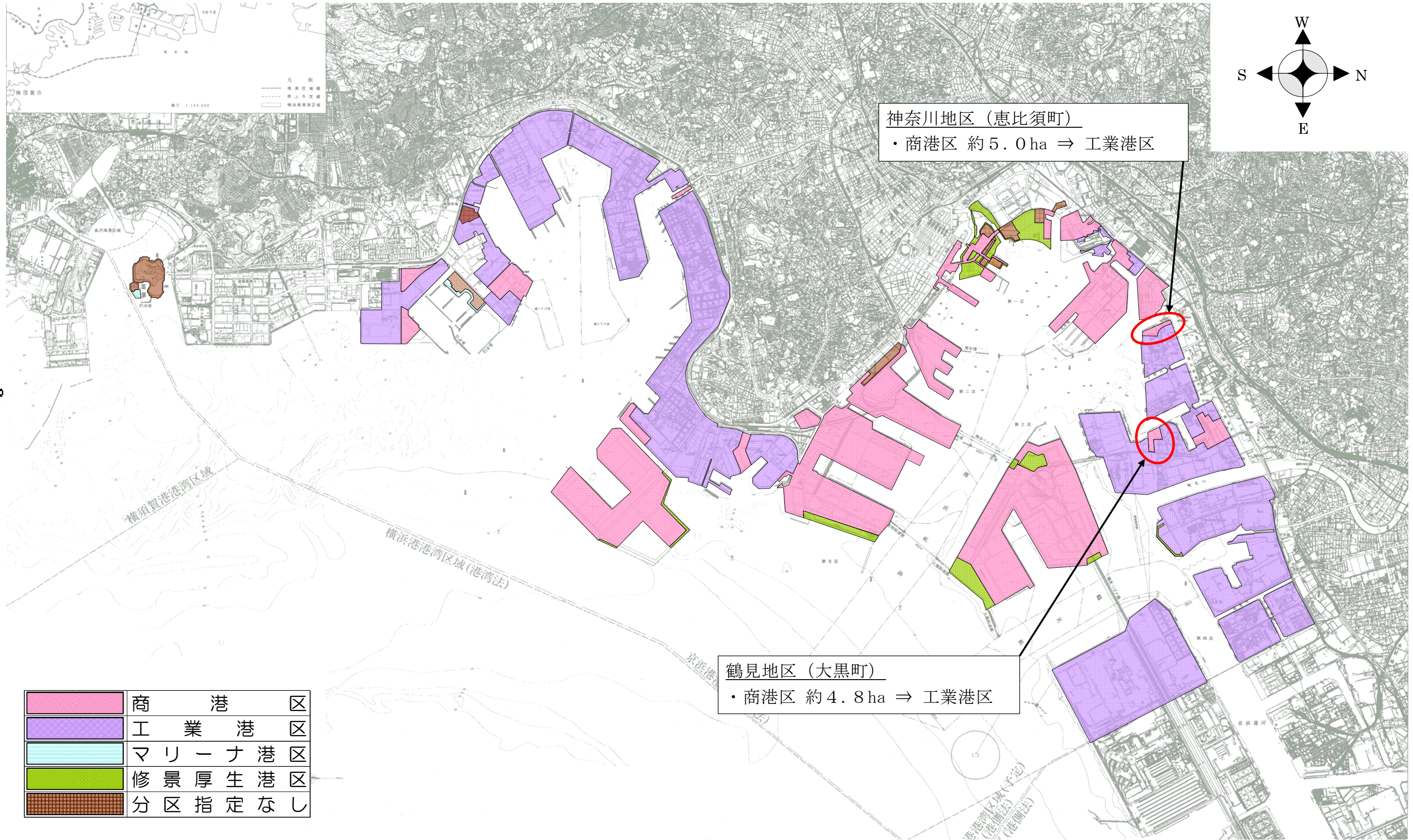
2 変更理由

横浜港の計画的な土地利用を図るため、臨港地区内の分区を変更します。

3 分区変更(案)

地区	新分区	旧分区	面積 (ha)	変更理由	港湾計画での 土地利用計画
鶴見 (大黒町)	工業港区	商港区	4.8	立地企業の施設計画 変更に伴い、臨港地 区内の分区を変更す る。	工業用地
神奈川 (恵比須町)	工業港区	商港区	5.0		工業用地

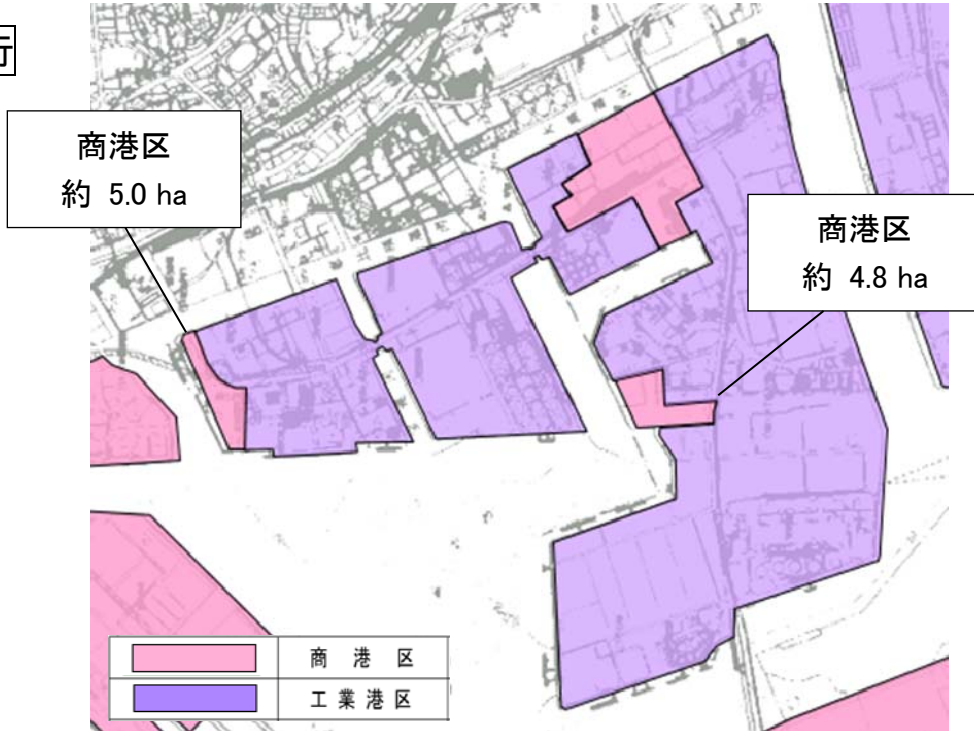
横浜港臨港地区内の分区変更位置図



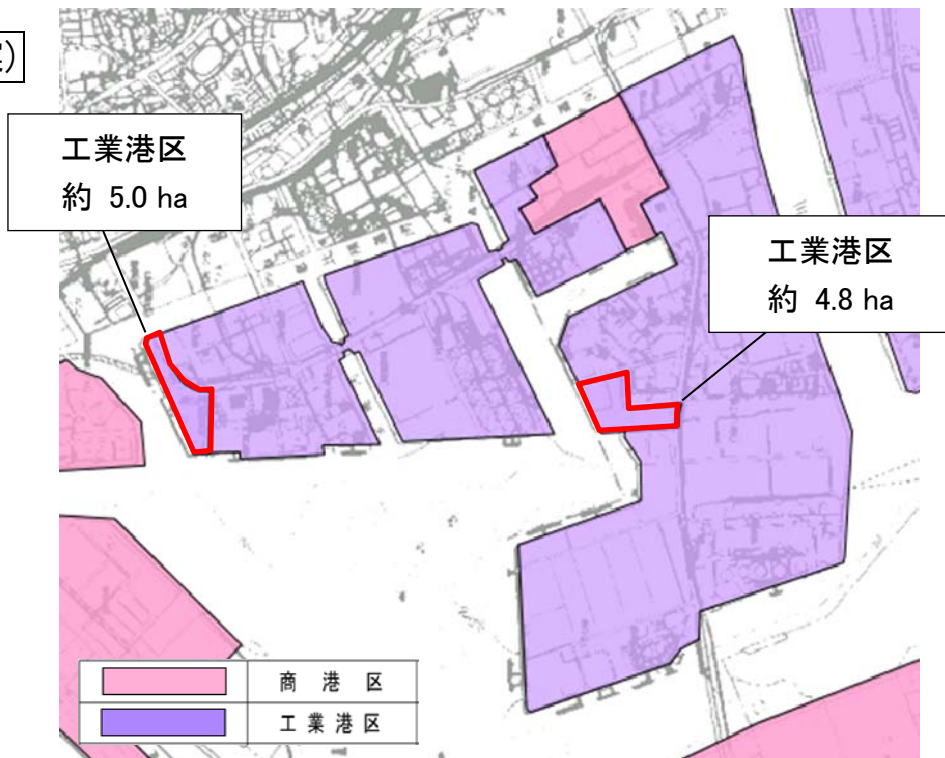
内港地区（新港地区）

分区指定図の現行及び変更(案)

現 行



変更(案)



参 考 資 料

1	臨港地区の意義	6
2	臨港地区の指定基準	6
3	分区の目的	6
4	分区の規制内容	7
5	臨港地区及び分区変更の経緯	10

1 臨港地区の意義

- (1) 港湾管理者が行うことのできる、ある種の業務の地域的範囲を画す。
- (2) 工場等の新增設等についての届出を行う必要のある地域的範囲を画す。
- (3) 構築物の建設等の制限を行う必要のある地域的範囲を画す。
- (4) 港湾施設となるか否かの地域的範囲を画す。
- (5) 港湾環境整備負担金を負担させることのできる地域的範囲を画す。

2 臨港地区の指定基準

港湾区域を地先水面とする地域において、その地域の大部分が港湾施設の用に供されているか、または、供されることが確実な用地によって占められる地域について指定します。ただし、港湾の管理運営上必要な構築物のために供されているか、または、供されることが確実な用地によって占められている地域についても必要な最小限度の範囲で指定します。

3 分区の目的

- (1) 商港区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- (2) 工業港区：工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- (3) マリーナ港区：スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- (4) 修景厚生港区：その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

4 分区の規制内容

『横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例』の抜粋

(禁止構築物)

第3条 港湾法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げるもの
- (2) 工業港区の区域内においては、別表第2に掲げるもの
- (3) マリーナ港区の区域内においては、別表第3に掲げるもの
- (4) 修景厚生港区の区域内においては、別表第4に掲げるもの

別表第1【商港区関係】

- 1 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3、第10号の2及び第12号に掲げる港湾施設(同項第8号に掲げる港湾施設にあつては、危険物置場及び貯油施設を除く。)
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、貿易事業、観光事業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設
- 3 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 4 港湾を利用して行う貨物の運送の用に供するトラックターミナルその他市長が指定する流通業務施設及びこれらの附帯施設
- 5 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設及び研修施設並びにこれらの附帯施設
- 6 情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- 7 地方入国管理局、税関、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部、警察署、横浜市その他市長が指定する官公署の庁舎及びその附帯施設
- 8 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設
- 9 港湾関係者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 10 港湾関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで及び第11項に規定する営業の用に供するものを除く。以下同じ。)で、市長が指定する規模以下のもの並びにこれらの附帯施設
- 11 港湾関係者の利便の用に供するための船用品販売店及びその附帯施設
- 12 港湾関係者の利便の用に供するための銀行の支店、郵便局及び保険業の店舗並びにこれらの附帯施設
- 13 港湾関係者の利便の用に供するための給油所

別表第2【工業港区関係】

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第9号の3まで、第10号の2及び第12号に掲げる港湾施設
- 2 原料又は製品の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はこれに関連する事業を営む工場並びにこれに附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 3 造船所及びその附帯施設
- 4 港湾を利用して行う貨物の運送の用に供するトラックターミナル及びその附帯施設
- 5 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究開発施設及びその附帯施設
- 6 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等のための施設及びその附帯施設
- 7 別表第1第2項、第3項及び第6項から第13項までに定めるもの

別表第3【マリーナ港区関係】

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2から第9号の3まで及び第10号の2に掲げる港湾施設(同項第9号の2に掲げる港湾施設にあつては、マリーナ港区内で生じた廃棄物を処理するための施設に限る。)
- 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設並びにこれらの附帯施設
- 3 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、事務所、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設及び研修宿泊施設並びにこれらの附帯施設
- 4 港湾関係者の利便の用に供するための旅館及びホテル(風営法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するものを除く。)、物品販売業を営む店舗(風営法第2条第6項第5号に規定する営業の用に供するものを除く。以下同じ。)並びに飲食店並びにこれらの附帯施設
- 5 別表第1第7項から第9項までに定めるもの

別表第4【修景厚生港区関係】

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで、第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設
- 2 図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設及び海事研修施設並びにこれらの附帯施設
- 3 港湾関係者のためのスポーツ又はレクリエーションの用に供する施設及びその附帯施設
- 4 港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗及び飲食店並びにこれらの附帯施設
- 5 別表第1第7項から第9項までに定めるもの
- 6 別表第2第6項に定めるもの

港湾法第2条第5項の港湾施設

第1号	水域施設	航路、泊地及び船だまり
2	外かく施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
3	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場
4	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
5	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
6	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
7	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
8	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
8の2	船舶荷役用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設 (第13号に掲げる施設を除く)、船舶修理施設並びに船舶保管施設
8の3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
9	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
9の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)
9の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、植栽、休憩所その他の港湾の環境のための施設
10	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
10の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設 (第14条に掲げる施設を除く。)
11	港湾施設用地	前各号の施設の敷地
12	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
13	港湾荷役提供用 移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
14	港湾管理用 移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

5 臨港地区及び分区変更の経緯

昭和40年3月17日	建設省告示第576号 臨港地区指定	約361.5ha
昭和40年7月31日	横浜市告示第148号 分区指定 商港区 工業港区	約276.7ha 約84.8ha
昭和48年12月25日	神奈川県告示第1044号 臨港地区変更	約2,054.8ha
昭和49年3月15日	横浜市告示第63号 分区変更 商港区 工業港区	約568.5ha 約1,486.3ha
昭和52年9月30日	神奈川県告示第697号 臨港地区変更	約2,273.5ha
昭和53年2月4日	横浜市告示第31号 分区変更 商港区 工業港区	約543.8ha 約1,729.7ha
昭和61年4月25日	神奈川県告示第388号 臨港地区変更	約2,574.4ha
昭和61年6月25日	横浜市告示第193号 分区変更 商港区 工業港区 修景厚生港区	約808.9ha 約1,697.7ha 約35.4ha
平成元年5月15日	横浜市告示第150号 分区変更 商港区 工業港区 修景厚生港区	約811.0ha 約1,694.7ha 約35.4ha
平成2年8月7日	神奈川県告示第719号 臨港地区変更	約2,572.8ha
平成2年11月30日	神奈川県告示第991号 臨港地区変更	約2,572.4ha
平成3年2月25日	横浜市告示第29号 分区変更 商港区 工業港区 修景厚生港区	約810.6ha 約1,693.1ha 約35.4ha
平成4年9月8日	神奈川県告示第810号 臨港地区変更	約2,668.8ha
平成4年9月25日	横浜市告示第253号 分区変更 商港区 工業港区 修景厚生港区	約875.3ha 約1,707.6ha 約52.6ha
平成6年8月30日	神奈川県告示第699号 臨港地区変更	約2,665.7ha

平成9年5月9日	神奈川県告示第404号 臨港地区変更	約2,734.5ha
平成9年6月25日	横浜市告示第171号 分区変更	商港区 約912.8ha 工業港区 約1,707.6ha マリーナ港区 約5.6ha 修景厚生港区 約70.7ha
平成12年10月13日	横浜市告示第304号 臨港地区変更	約2,812.3ha
平成12年10月13日	横浜市告示第314号 分区変更	商港区 約982.8ha 工業港区 約1,707.6ha マリーナ港区 約5.6ha 修景厚生港区 約78.5ha 分区指定なし 約37.8ha
平成13年10月5日	横浜市告示第321号 分区変更	商港区 約973.9ha 工業港区 約1,707.6ha マリーナ港区 約5.6ha 修景厚生港区 約78.5ha 分区指定なし 約47.7ha
平成14年9月5日	横浜市告示第279号 分区変更	商港区 約954.0ha 工業港区 約1,707.6ha マリーナ港区 約5.6ha 修景厚生港区 約93.0ha 分区指定なし 約52.1ha
平成15年3月25日	横浜市告示第103号 臨港地区変更	約2,844.1ha
平成15年3月25日	横浜市告示第109号 分区変更	商港区 約985.4ha 工業港区 約1,704.8ha マリーナ港区 約5.7ha 修景厚生港区 約95.7ha 分区指定なし 約52.5ha
平成15年4月25日	横浜市告示第196号 分区変更	商港区 約981.5ha 工業港区 約1,704.8ha マリーナ港区 約5.7ha 修景厚生港区 約95.7ha 分区指定なし 約56.4ha
平成15年12月25日	横浜市告示第453号 臨港地区変更	約2,837.0ha
平成15年12月25日	横浜市告示第458号 分区変更	商港区 約981.5ha 工業港区 約1,697.7ha マリーナ港区 約5.7ha 修景厚生港区 約95.7ha

	分区指定なし	約 56.4ha
平成 16 年 5 月 14 日	横浜市告示第 2 4 1 号 臨港地区変更	約 2,828.4ha
平成 16 年 6 月 4 日	横浜市告示第 2 8 1 号 分区変更	約 972.9ha 約 1,697.7ha 約 5.7ha 約 95.7ha 約 56.4ha
平成 18 年 3 月 15 日	横浜市告示第 9 9 号 分区変更	約 974.9ha 約 1,696.4ha 約 5.7ha 約 95.0ha 約 56.4ha
平成 18 年 8 月 15 日	横浜市告示第 3 6 5 号 臨港地区変更	約 2,828.7ha
平成 18 年 9 月 15 日	横浜市告示第 4 0 8 号 分区変更	約 975.2ha 約 1,696.4ha 約 5.7ha 約 95.0ha 約 56.4ha
平成 18 年 12 月 5 日	横浜市告示第 5 0 2 号 分区変更	約 975.2ha 約 1,696.4ha 約 4.2ha 約 95.0ha 約 57.9ha
平成 19 年 9 月 25 日	横浜市告示第 3 3 8 号 臨港地区変更	約 2,839.6ha
平成 19 年 9 月 25 日	横浜市告示第 3 4 1 号 分区変更	約 985.9ha 約 1,696.4ha 約 4.2ha 約 95.2ha 約 57.9ha
平成 21 年 12 月 25 日	横浜市告示第 4 5 2 号 分区変更	約 989.4ha 約 1,696.4ha 約 4.2ha 約 89.5ha 約 60.1ha
平成 22 年 3 月 23 日	横浜市告示第 1 0 2 号 臨港地区変更	約 2,863.8ha

平成 22 年 3 月 23 日	横浜市告示第 1 0 2 号		
	分区変更	商港区	約 1,013.6ha
		工業港区	約 1,696.4ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 89.5ha
		分区指定なし	約 60.1ha
平成 23 年 11 月 25 日	横浜市告示第 5 5 0 号		
	分区変更	商港区	約 1,012.8ha
		工業港区	約 1,697.2ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 89.5ha
		分区指定なし	約 60.1ha
平成 28 年 7 月 15 日	横浜市告示第 4 8 9 号		
	分区変更	商港区	約 1,010.9ha
		工業港区	約 1,697.2ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 89.5ha
		分区指定なし	約 62.0ha
平成 29 年 3 月 3 日	横浜市告示第 1 3 4 号		
	分区変更	商港区	約 1,010.6ha
		工業港区	約 1,697.0ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 89.5ha
		分区指定なし	約 62.0ha
平成 29 年 7 月 14 日	横浜市告示第 5 3 7 号		
	分区変更	商港区	約 1,010.6ha
		工業港区	約 1,692.3ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 89.5ha
		分区指定なし	約 66.7ha
平成 30 年 3 月 15 日	横浜市告示第 1 2 5 号		
	分区変更	商港区	約 1,085.9ha
		工業港区	約 1,692.3ha
		マリーナ港区	約 4.2ha
		修景厚生港区	約 87.7ha
		分区指定なし	約 66.7ha